



みんなでつくる まちの基本ルール

市民懇話会で検討をすすめています

1月13日に第17回自治基本条例(仮称)市民懇話会を開催し、
昨年2月以来、検討してきた内容について、全体の見直しを行
っています。今号では「連携・協力」に関する検討内容についてお
知らせします。

名寄市の自治基本条例

連携・協力 懇話会意見交換から

まちづくりの基本原則

安心して、心豊かに暮ら
せるまちを子や孫に引き継
ぐために

市民懇話会では、市民が
主体のまちづくりを進める
ための大事な考え方として
三項目に「連携・協力」を
掲げています。

「連携・協力」

市民・市議会・市は、そ
れぞれの役割と責任を分
担し、互いに対等な立場で
連携・協力してまちづくり
を進めるものとする。

市民・議会・市が連携・
協力してまちづくりを進め
るには、「まちづくりに関す
る情報の共有」や市民が主
体的にまちづくりに関わる
「市民参加」の仕組みが大
切との考え方とあわせ、市
民が主体のまちづくりを進
める三つの基本原則と整理
しています。

「他の自治体との連携・協力」
また、他の自治体との関
係では、

・国、北海道をはじめ、近
隣の自治体との情報共有
と相互理解に立って、連
携・協力して共通する課
題の解決に努めること。
・市及び市民は、積極的に
海外の自治体や組織との
友好を深め、情報や知識
を名寄のまちづくりに生
かすこと。と整理し、市
は独立した自治体として
主体的にまちづくりに取
り組むことを表したいと
考えています。

「市民懇話会では、市議会・市それ
ぞれの役割と責任について、市議会
議員、市長と意見交換を行い、提言と
してまとめる予定です。

市民懇話会委員による「市民懇話会
だより(第3号)」を発行しました。あわ
せてご覧ください。

市民懇話会での検討状況は「広報なよろ」でお知らせしているほか、会議録(要旨)などは市のホームペ
ージ(窓口案内から探す 総務部 地域振興課情報提供 地域振興課情報サイト)でご覧になれます。
また、懇話会の傍聴もできますので開催日程など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 地域振興課地域自治係(市役所名寄庁舎3階) ☎01654 2111(内線3313)
✉ ny-shinkou@city.nayoro.lg.jp http://www.city.nayoro.lg.jp

消防団協力事業所表示制度

1月1日からスタート

消防団は、地域の安全・安心を守る上で
必要不可欠な存在です。
火災や水害時の消防団活動を円滑に行う
には、消防団活動に対する事業所のご理解
とご協力が必要と考えています。



[表示証]

消防団協力事業所表示制 度とは

消防団員が勤務する事業所な
どで、その従業員が消防団活動
に参加しやすいように配慮して
いる事業所を消防団協力事業所
として認定し、「表示証」を交
付させていただきます。

表示証とは

認定させていただいた事業所
に交付するもので、事業所の見
やすい場所に表示していただ
き、地域住民に対し、事業所の
社会貢献のPRとして活用して
いただけます。

また、事業所のパンフレット、
チラシ等の広告に掲載してい
ただくことも可能です。

認定の基準

消防法令に違反がなく、かつ
次に掲げる基準のいずれかに適
合する事業所を認定

従業員が消防団員として、2
名以上かつ1年以上雇用し、
従業員の入団促進に積極的に
取り組んでいる事業所で、従業

員の消防団活動について勤務
条件上の配慮が行われている
事業所

災害時に事業所の資器材等を
消防団に提供するなど協力し
ている事業所

従業員による機能別消防分団
等を設置している地域の消防
防災体制の充実強化に寄与し
ているなど、管理者が特に優
良と認める事業所

その他消防団活動に協力する
ことにより、地域の消防防災
体制の充実強化に寄与してい
るなど、管理者が特に優良と
認める事業所

申請の方法

上川北部消防事務組合消防団
協力事業所表示申請書(様式第
1号)により、管理者に申請を
行っていたいただきます。また、消
防団長等により推薦させてい
ただく場合もございます。

問い合わせ 名寄消防署 ☎0
1654 3319、風連出
張所 ☎01655 2111 9